

47. 101. 09

他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるか

どうかの判断について

登録された地域団体商標は、需要者間に広く知られたものであることにより商標登録されたものであるところ、その周知性により商標又は商品（役務）の同一又は類似の範囲を超えて出所の混同を生ずる場合がある。

特に、地域団体商標制度導入の趣旨は、全国的な周知性を獲得していく段階にある商標を第三者が便乗使用する行為を排除することにあることから、地域団体商標についても、商標法第4条第1項第11号の適用が困難であっても、出所の混同が生ずるおそれがある商標については、商標法第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。

例えば、以下の場合には商標法第4条第1項第15号を適用するものとする。

商品（役務）が非類似で、登録された地域団体商標と同一の文字部分を含む後願商標であって、その指定商品が登録された地域団体商標の指定商品との関係で、原材料とその加工品のような関係にある場合

具体例

- 1) 指定商品「東京都産のみかん」について登録された地域団体商標「東京みかん」、指定商品「みかんジュース」について後願商標が「東京みかん入り」（「東京みかん」の文字部分を含む）の場合
- 2) 指定商品「東京都産のビール」について登録された地域団体商標「東京ビール」、指定役務「飲食物の提供」について後願商標が「東京ビール」の文字部分を含む場合

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)